

ウイルス性感染症等の感染防止に関する規約

当校では、ウイルス性感染症の感染防止のために以下のとおり合宿生の入所・滞在に関する規約を定めていますので、ご理解の上遵守されるようお願いいたします。

1 入校

【原則】

- ① この規約に対する同意書の提出の無い方は、入校をお断りします。
- ② 入校時（送迎バス乗車前および入校受付時）に検温を実施させていただきます。その際、体温が37.5度以上ある方の入校はお断りします。（平熱が高い方も例外はありません）
- ③ 緊急事態宣言の発令など状況に変化のあった時には、入校を延期していただく場合があります。
- ④ 上記①または②に該当した場合、交通費は自己負担となります。

2 在校期間中

- ① 毎日登校時に検温を実施させていただきます。また、体調悪化等が認められた場合にも検温を実施させていただきます。その際体温が37.5度以上ある場合は、一時帰宅していただきます。（一時帰宅費用は自己負担となります）
- ② 当校にて集団感染が発生した場合には、一時帰宅をお願いする場合があります。（この場合の一時帰宅費用は当校が負担します）
- ③ 上記②に該当した際、転所・退校を希望される場合の教習費用については当校の規定により実費精算となります。

入校当日の体温 _____ °C

（入校当日に係員が検温しますので記入しないでください）

同 意 書

ウイルス性感染症等の感染防止に関する規約に同意します。

氏 名 _____